

加古川市 GIGA 端末及び保守運用業務
プロポーザル募集要領

加古川市教育指導部
学校教育課
(令和 7 年 4 月)

1 趣旨

加古川市教育委員会では、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現するため、令和 2 年度に学習者用パソコンとして Chromebook を導入しました。

また、機器故障や破損しても安心して使用ができるよう修理対応も実施しています。

導入から 5 年を経過するに当たり、機器の老朽化等も進んできたことから、更新する運びになりました。更新に当たっては、安定して利用ができるように、機器の導入及び保守のみならず、システムの管理運用についても併せて委ねることとしています。

これらを踏まえ、加古川市 GIGA 端末及び保守運用業務の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

(1) 業 務 名：加古川市 GIGA 端末及び保守運用業務

(2) 業務の目的：多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を維持する。

(3) 業務内容：「仕様書」のとおり

(4) 履行期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

3 施行予定額（予算額）

1, 1 0 3, 9 2 0, 0 0 0 円（税抜）を上限とする。

※施行予定額と別に兵庫県から交付される補助金がある（仕様書参照）。

4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

5 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定に係る評価は、加古川市 GIGA 端末及び保守運用業務プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

6 契約候補者等決定までの流れ

(1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに市に参加申込みをし、市から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。

- (2) 参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定を受けるものとする。
- (3) 市は、選定の結果、得点が上位 1 位となった者を「契約候補者」、上位 2 位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 契約候補者等の選定に関する日程については、「15 日程及び提出書類等」のとおりとする。

7 参加資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

入札参加資格	加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第76条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年度政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 市税を滞納していないこと。 (3) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
入札参加停止措置	プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日までにおいて、加古川市指名停止基準（平成6年告示第166号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
経営の安定性	・電子交換所若しくは手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該プロポーザルの参加表明前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。 ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。 ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
契約の相手方としての適格性	加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年3月16日総務部長決定）に規定する暴力団等でないこと。
その他	その他公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。

8 説明会

説明会は開催しない。

9 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問書」(様式1)に質問事項を記載のうえ、令和7年4月25日17時までに、電子メールにより学校教育課宛に送信すること。メールの件名は「加古川市 GIGA 端末及び保守運用業務に係るプロポーザルの問い合わせについて(会社名)」とすること。なお、電子メールで提出した後、提出した旨を質問書提出期限までに電話連絡すること。
- (2) 質疑に対する回答は、「質問回答書」(様式2)により、参加者全員に電子メールで、令和7年5月7日までに回答する。
- ※ 参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができるものとする。

10 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「プロポーザル参加表明書」(様式3)に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて次のとおり学校教育課に提出すること。

① 関係書類

ア 加古川市市税確認承諾書(様式4)

※課税の有無に関わらず提出

イ 国税に関する納税証明書(その3の3)

(写し可、令和7年4月1日以降に発行したものに限る。)

② 提出期限、提出方法等

提出期限：令和7年4月21日17時 必着

提出方法：直接学校教育課窓口へ持参か、書留郵便とする。持参の場合は、平日9時から17時までに提出すること(12時から13時は除く。)

提出場所：加古川市役所 新館8階 教育指導部学校教育課

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000

※ 提出期限を過ぎた参加表明書は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(2) 資格審査

市は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」(様式5)又は「参加資格審査結果通知書」(様式6)により、令和7年4月25日までに参加希望者に通知するものとする。

「参加資格審査結果通知書」を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内(土・日曜、祝日を除く。)に、書面をもって学校教育課に説明を求めることができるものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加希望者又は参加者が参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」(様式7)に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出締切日までに学校教育課に提出するものとする。

11 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、③見積書（様式8）の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

① 企画提案書の提出について

「企画提案書等提出届」（様式9）に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

② 企画提案書

「企画提案書作成要領」を参照のうえ、同要領に規定する項目順に作成すること。

③ 見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を施行予定額の範囲内で作成する（代表者職氏名を記入し、押印のこと）。

(2) 提出部数

- ・ 正本 1部
- ・ 副本 9部

(3) 提出の期限、方法及び場所

期限：令和7年5月14日17時必着

方法：直接、学校教育課窓口へ持参とする。

平日9時から17時までに提出すること（12時から13時は除く。）。

場所：加古川市役所 新館8階 教育指導部学校教育課

加古川市加古川町北在家2000

※ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

12 プレゼンテーション等による審査

(1) 参加者を対象にプレゼンテーションを実施する。

※ 詳細は、各者に別途連絡する。

場所：加古川市役所 新館9階 191会議室

加古川市加古川町北在家2000

時間：準備5分、説明20分、質疑15分を予定

ア プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書を使用して説明することとし、資料の差替え・追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合を含む。）。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。

イ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクタ（EPSON EB-950W、ケーブル HDMI）とスクリーンは市が用意する。

- ウ 参加者の出席者は3名以内とする。
- エ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。
- (2) 企画提案書等及びプレゼンテーションの採点により契約候補者等を選定する。
 - ア 契約候補者への通知
「プロポーザル選定委員会結果について（通知）」（様式10）により通知する。
 - イ 次点者への通知
「プロポーザル選定委員会結果について（通知）」（様式11）により通知する。
 - ウ 上記ア及びイ以外の者への通知
「プロポーザル選定委員会結果について（通知）」（様式12）により通知する。
- (3) 上記(2)の通知は、審査終了後、7日以内に通知する。
- (4) 契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって学校教育課に説明を求めることができるものとする。

13 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、「採点基準表」により、契約候補者及び次点者を決定する。

なお、総合評価点の最高得点者が複数の場合は、「技術点」が最上位の者を「契約候補者」とし、「技術点」も同点の場合は、出席委員長及び委員の多数決により決定し、可否同数のときは委員長が契約候補者を決定する。

また、合計点のうち価格点を除いた350点満点中180点に満たない者は、契約候補者等を選定しない。

14 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

学校教育課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

(4) 契約保証金について

契約締結時は、契約金額の100分の10に相当する保証金を納付すること。ただし、契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき等は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

また、契約保証金の納付は、金融機関が振出し又は支払保証した小切手等の提供をもって、これに代えることができる。

15 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
参加申込	令和7年4月21日17時まで（必着）	様式3及び様式4、 必要書類	参加希望者⇒市
参加資格審査結果の通知	令和7年4月25日までに 発送	様式5又は様式6	市⇒参加希望者
質問締切	令和7年4月25日17時まで	様式1	参加希望者⇒市
質問に対する回答	令和7年5月7日まで	様式2 メールで回答	市⇒参加者
企画提案書提出	令和7年5月14日17時まで（必着）	様式8及び様式9 企画提案書 見積書	参加者⇒市
プレゼンテーション等による審査	令和7年5月22日	—	
プレゼンテーション等による審査選定結果等の通知	令和7年5月28日までに 発送	様式10～様式12	市⇒参加者
契約候補者との協議	令和7年6月4日まで	—	—
次点者との協議	令和7年6月11日まで ※1	—	—
契約締結日（予定）	令和7年7月7日	（契約書）	—

※1 契約候補者との協議が整った場合は、市は速やかに次点者にその旨及び次点者との協議を行わないことを通知する。

16 情報公開

選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例（平成10年条例第27号）に基づき対応する。

17 その他

- (1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
 - ② 募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ④ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
 - ⑤ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報および企画提案書の内容を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (4) 契約者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 本事業は、補助事業であり、補助申請が認められなかった場合は、事業を取りやめる場合もある。
- (7) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

18 問い合わせ先

加古川市役所教育指導部学校教育課 担当：角谷、鹿田

電 話：079-427-9057

E-mail：kyouiku_system@city.kakogawa.lg.jp

以 上